

いただいたご意見

- 平成30年度の医療法及び医師法の一部改正に伴い、大阪府医療対策協議会の権限と役割が強化され、地域医療に関する広範な事項を議論することとなった。
- 臨床研修や専門研修などは、個々が重要かつ細かい制度設計を求められるため、各テーマについて、部会を設置して、より専門性の高い者が協議して決定してはどうか。



検討のポイント

- 国から、平成30年度中に地対協の構成員が共通するワーキングを廃止し、協議の場を地域医療対策協議会に一本化するように通知された経緯を踏まえ、テーマごとの部会の設置は限定的にするべき。
- 府は、医師派遣やキャリア形成プログラムについて協議する「地域医療支援部会」を既に設置している。
- 府医対協は、マクロな視点で、具体的な医師確保対策を実施する上での関係者間の協議・調整を行うための場である。



方針

- 新たに部会は設置しない。
- 地域医療支援センターにおいて、各診療科や地域の意見を調査・分析し本会へ報告する。
- これまでどおり必要に応じて、大阪府医療対策協議会に「専門委員」を招致する。